

山口県最低賃金が改正されました

1時間 684円

効力発生日：平成23年10月6日

山口県内で働くすべての労働者に適用される山口県最低賃金が改正されました。

※パート、アルバイト等を含めすべての労働者に最低賃金以上の賃金が支払われなければなりません。

このほか、山口県では次の産業別最低賃金が決められています。

- 1 鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・合金圧延業、非鉄金属素材製造業最低賃金
- 2 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 輸送用機械器具製造業最低賃金
- 4 百貨店、総合スーパー最低賃金

◆問い合わせ

山口労働局 ☎083(995)0372

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

周防大島町ホームページ

<http://www.town.suo-oshima.lg.jp>

Eメール

seisakukikaku@town.suo-oshima.lg.jp

発行◆山口県周防大島町

編集◆政策企画課(周防大島町大字小松126-2)

☎0820(74)1007

印刷◆(有)中国印刷社